

長浜商工会議所 令和4年度クラウドファンディング活用支援補助金申請 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の小規模事業者が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に支払う手数料やプロジェクト周知の為の広報に対し、予算の範囲内でクラウドファンディング活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング（以下「CF」と表記する。）

インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。

(2) CF 運営事業者

CFによる資金調達のための環境を提供する事業者で、次の要件を満たすものをいう。

ア 設立後2年以上の日本国内におけるCF事業者であること

イ 申し込みにおける直近2年間において、5件以上のCFによる資金調達成立実績のあるCF事業者であること

(3) CF 利用手数料

CF事業者を支払われるCFの利用手数料をいう。

(4) CF 広報費

CFにおけるプロジェクト周知の為の広報費をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める全ての要件に該当する法人又は個人とする。

(1) 本市に本社若しくは主たる事務所を有すること

(2) 市税の滞納がないこと

(3) 小規模企業支援法に定める「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社<企業組合・協業組合を含む>および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者

前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等は補助対象者とししない。

(1) 暴力団及び暴力団員

- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年、法律第 122 号）第 2 条 6
～第 10 項に該当する全業種
- (4) 宗教・政治・経済・文化団体、公序良俗に問題のある事業
- (5) その他長浜商工会議所会頭が適当でないとする場合

第 4 条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が CF で資金調達し実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 起業して行う事業
- (2) 新商品又は新サービスの企画、開発を行う事業
- (3) 新たな事業分野への展開を行う事業
- (4) その他長浜商工会議所が認める事業

第 6 条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、CF による資金調達に係るものであって、次に掲げる経費とする。

- (1) CF 運営事業者を支払う CF 利用手数料
- (2) CF 募集に係るウェブサイトの制作委託費用
- (3) 補助事業の宣伝のために使用する文章、写真及び動画等の制作委託費用
- (4) 補助事業の CF 広告費
- (5) その他長浜商工会議所が必要と認める費用

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

3 (1)～(5)の交付決定後に支払われた経費

第 8 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の 3 分の 4 以内の額で、20 万円を限度額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助金の申請）

第 9 条 本補助金を申請しようとする者は、CF 活用支援補助金必要書類一式を会頭に提出しなければならない。

（補助事業者の決定）

第 10 条 会頭は、前条の規定により申請書類一式の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、CF 補助事業者を決定し、当該申請書を提出した者に補助事業採択通知書を通知するものとする。

2 会頭は、前項の場合において、適正な補助事業を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る

事項を修正して補助事業者の決定をすることができる。

- 3 会頭は、第1項の規定により補助金の交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）

は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ、CF活用支援補助金（廃止）承認申請書を会頭に提出し、その承認を受けなければならない。

(CF開始及び終了の報告)

第13条 補助事業者は資金調達開始前にCF開始申請書を提出し、資金調達開始後は終了報告書を提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第14条 本補助金の交付申請しようとする者は、CF活用支援補助金交付申請書を会頭に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第14条 会頭は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書を通知するものとする。

- 2 補助金の交付決定は、CF資金調達終了後、適正な資金調達がなされたか確認の上、決定する。

(補助金の額の確定等)

第14条 会頭は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に額の確定通知書を通知する。

(補助金の支払い等)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、CF支援補助金精算払請求書を会頭に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後 5 年間（※2028 年 3 月 31 日まで）保存しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、当該事業が完了したときまたは前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 20 日を経過した日または令和 5 年 2 月 28 日のいずれか早い期日までに、CF 支援補助金実績報告書を会頭に提出しなければならない。

(報告および検査)

第 17 条 会頭は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第 18 条 会頭は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 10 日から施行する。